別表第１(第３条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業目的 | 補助事業者 | 事業実施主体 | 事　業　内　容 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 省力化 | 茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。 | 市町村 | JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人 | ア　茶園管理機の導入 | ア　軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費 | ア　県 2分の1以内市町村 6分の1以上 |
| イ　作業道の整備 | イ　工事費、設計費、材料費 | イ県 2分の1以内(ただし、補助限度額50万円)市町村 6分の1以上 |
| 品質向上 | 茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る｡ | 市町村 | 市町村、JA、茶生産団体若しくは茶生産者 | ア　特徴のあるお茶づくり | ア　需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費 | ア　定額　(25万円/10a) |
| イ　茶園の若返り | イ　台切り、改植、新植及び中切りに要する経費 | イ　県 定額・台切り 7,000円/a・改植 29,300円/a・新植 12,000円/a・中切り 3,500円/a市町村・台切り 1,300円/a以上・改植　 2,100円/a以上・新植　 2,100円/a以上・中切り　 500円/a以上 |
| ウ　防霜施設の導入 | ウ　防霜ファンの導入に係る経　費 | ウ県 2分の1以内(ただし､補助限度額92,000円/a)市町村 6分の1以上 |
| エ　茶工場への品質向上機器の導入 | エ　色彩選別機などの導入に係る経費 | エ県 2分の1以内(ただし、補助限度額は計画数量で1,679千円/t)市町村 6分の1以上 |
| 担い手確保 | 担い手の確保に向けた活動を実施する。 | 市町村 | 市町村・ＪＡ又は茶産地協議会(市町村・ＪＡ及び生産者等で構成される協議会) | 茶産地計画に基づく活動ア　担い手を確保するための取組イ　茶園の流動化の推進に向けた取組 | 報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金 | 県 2分の1以内 |

※１）品質向上区分の「イ　茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限って支援対象とする。

２）品質向上区分の「ウ　防霜施設の導入」については設置翌年の生葉出荷量、「エ　茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ５％の向上が見込まれること。